

お知らせ

感染症拡大防止対策を「継続」します。

令和3年1月8日から3月21日までの期間に発令されていた緊急事態宣言が解除されることを踏まえて、横浜市環境創造局から公園施設等に係る考え方の通知により、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を徹底して利用を継続します。

今後とも新型コロナウイルス感染症拡大防止に、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 実施期間；令和3年3月22日(月)～4月21日(水)まで
※県の4月1日以降の段階的な対策の緩和内容により期間を短縮する場合あり
2. 対応；新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底。

※【感染症拡大防止対策】

- (1) 来場時はマスク着用を励行して下さい。
- (2) 入館時に手指をアルコール消毒する。こまめに手を洗う。
- (3) 更衣室、控室等は換気を行い、密接を避け原則としてマスクを着用する。
- (4) 利用者人数を制限します。
 - ・個人利用；最大30名/時間
 - ・団体利用；最大36名/Am・Pm
- (5) 個人利用時間を制限します。最大2時間/回
- (6) 指導者はマスクを着用し、対面での指導は極力避けて、距離を取った位置で。
- (7) 大声や近距離での会話は自粛しましょう。
- (8) 咳がでる人や風邪の症状のある方・体調のすぐれない方は自粛していただきます。

*参考；別紙

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言解除後の公園施設利用の考え方について(通知)」

本郷ふじやま公園弓道場

事務連絡
令和3年3月19日

指定管理者各位

環境創造局
公園緑地管理課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
緊急事態宣言解除後の公園施設利用の考え方について（通知）**

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、令和3年1月8日の事務連絡に基づき取り組んでいただいているところですが、3月18日に横浜市新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態宣言解除を受けた市民利用施設、イベント等について、市の基本的な方針が示されましたので、各指定管理者におかれましては、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 基本的な対応の考え方

緊急事態宣言解除後は、副市長通知（「緊急事態宣言解除後の本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（通知）」令和3年3月19日 総緊第2213号）に基づき対応することとし、「公園施設利用再開ガイドライン」等に基づく感染症拡大防止対策の徹底を継続する。

2 実施期間

令和3年3月22日（月）から4月21日（水）まで

※ 対策がとれた施設・イベントから順次実施

※ 県の4月1日以降の段階的な対策の緩和内容により期間を短縮する場合有り

3 公園施設利用に係る対応

(1) 利用について

- ・ 感染防止対策を徹底した上で原則開館
- ・ ただし、有料施設等は、外出自粛要請を踏まえ、施設の利用時間を原則21時までとする。
- ・ 利用時間帯が21時以降の利用を含む新規予約については、実施期間中、受付を中止する。（利用時間帯が21時以降の利用を含むものについては、開始時間から利用を停止する。）

<21 時以降の利用が想定される主な公園施設>

港の見える丘公園（イギリス館ホール、集会室）等

(2) 利用者への注意喚起

- ・ 利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

(3) 予約済利用者の対応

- ・ 21 時を超える既予約に対しては、予約取消又は 21 時までの利用を依頼。ただし、同意が得られない場合は、予約時間どおりの利用で差し支えない。
- ・ 21 時以降又は 21 時をまたぐ利用枠の予約について、21 時までの利用時間短縮を理由に、令和 3 年 3 月 18 日以降に取消した場合、キャンセル料は徴収せず、事前に納付されていた利用料金の全額を返還する。

なお、21 時をまたぐ利用枠を 21 時までの利用の短縮に同意いただいた場合でも、利用料金の減免は行わない。

- ・ 全額返還については、令和 3 年 4 月 21 日より前に段階的な緩和が解除された場合でも、令和 3 年 3 月 18 日から解除までの間に利用取消申請があったときは、令和 3 年 4 月 21 日分の利用枠まで対象とする。

(4) その他

- ・ 施設を利用した集客イベント等の開催基準の制限等については、「4 行為許可等によるイベントへの対応」に基づき対応
- ・ 管理許可施設も指定管理施設と同様の対応

4 行為許可等によるイベントへの対応

- ・ 収容率や人数上限の要件については、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和 3 年 3 月 18 日改定）の別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとする※。また、開催時間は、原則 21 時までとする。

※イベント等の開催制限

①収容率：歓声・声援等の想定なし：100%、想定あり：50%

（園地を利用する場合は参加者一人あたり 4 m²を確保）

②人数上限：5,000 人又は収容人数 50%以内（≦10,000 人）のいずれか大きい方

- ・ 21 時を超える許可済のイベント等には、中止又は 21 時までの利用を依頼。ただし、同意が得られない場合は、予約時間どおりの利用で差し支えない。
- ・ 21 時を超える新規イベント等の受付は中止
- ・ 21 時以降又は 21 時をまたぐイベント等について、21 時までの時間短縮を理由

に、令和3年3月18日以降に取消した場合、キャンセル料は徴収せず、事前に納付されていた利用料金の全額を返還する。

なお、21時をまたぐイベント等について、21時までの短縮に同意いただいた場合でも、利用料金の減免は行わない。

- ・ 全額返還については、令和3年4月21日より前に段階的な緩和が解除された場合でも、令和3年3月18日から解除までの間に利用取消申請があったときは、令和3年4月21日のイベント等までを対象とする。
- ・ 主催者に対し、イベント開催時及びその前後における会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>
https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf
- ・ 市及び外郭団体、指定管理者が主催するイベント等の取扱い
 - 収容率や人数上限の要件については、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年3月18日改定）の別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとする。また、開催時間は、原則21時までとする。
 - 感染拡大の防止に向け、飲食を伴うイベント等は原則開催しないとともに、参加者等にイベント等前後の会食の自粛を、積極的に呼び掛ける。

5 利用者への周知

- (1) 本通知の趣旨を踏まえ、ホームページ及び公園の掲示板等での周知徹底をお願いします。
- (2) 利用者への説明に際しては引続き丁寧な説明をお願いします。

6 その他

「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえ改定し、別途通知

担当 公園緑地管理課 船山
電話 671-2643